

# 「東村山市地域福祉計画」を策定しました

市では、児童育成・障害者福祉・高齢者保健福祉・地域保健の4つの個別計画を盛り込んだ保健・福祉施策における総合的な計画「東村山市地域福祉計画」(平成18年度)を、市民の皆さん等からの意見をいただきながら策定しました。

## 基本理念

同計画では、住みよい地域社会の実現を目指し、基本理念を次のように定めました。

「ともに認め合い、話し合い、支え合いながら暮らすことができるまち 東村山」

この基本理念における「認め合い」には、市民一人ひとりが自立し、尊厳を守るという「人権の尊重」が、「話し

合い」には、誰もが参加し、交流できるという「参加・協働」が、「支え合い」には、地域住民が支え合いながらも生きていくという「共生社会」の意味が込められています。

## 基本視点

①すべての市民のための福祉サービス利用者の視点  
②地域で支える福祉文化の創造  
③人・地域・組織のネットワーク化  
④市民・地域・行政の協働

## 基本目標

1 みんなで支え、参加する東村山の福祉(社会参加の促進と交流の推進)  
2 市民一人ひとりが福祉意識を持ち、お互いの活動によ

て支えあつていくために、住み慣れた地域で自立した生活を営み、互いの個性を尊重しあえるような環境づくりを推進する施策を展開していきます。

2 市民の声を聴き、ともに考える(総合的な相談・情報提供体制づくり)  
3 市民の皆さんが抱える様々な悩みや問題を聴き、親身になって考え、解決するための助言や情報提供を行える体制の確立を目指します。

3 ひと・もの・しくみの活用と整備(社会資源の有効活用と関連施設の整備)  
4 既存施設の有効な活用方法を検討していくとともに、地域福祉の推進を担う人材の育成・活用についても取り組んでいきます。

4 日常生活の中での福祉の充実(身近な地域でのサービスの充実)  
5 誰もが住み慣れた身近な地域でいつまでも安心して暮らせるように、保健・福祉サービス体制の確立を図るとともに、地域の基礎となる地域コミュニティ・地域住民の取り組みへの支援をしていきます。

5 福祉へのまちづくりの協働体制(地域福祉の協働・推進体制の整備)  
6 地域福祉を推進していくために、市民・地域・行政の協働体制の整備を検討するとともに、災害時の誘導・避難体制の確立を目指します。また、地域福祉計画の推進・進捗管理体制の整備を図っていきます。

東村山市地域福祉計画の内容は次の方法・場所でご覧になれます  
○市のホームページの「東村山市の計画」  
○情報コーナー(本庁舎1階)  
○各公民館・図書館  
問い合わせ 保健福祉部計画担当

# 都営住宅(あき家等)入居者募集

## 住宅種別と募集戸数(都内全域)

- ①あき家(家族・単身者向け) 95戸
- ※バリアフリー仕様住宅を含む
- ②定期使用住宅(40歳未満の若年ファミリー向け) 130戸
- ③定期使用住宅(45歳未満の多子世帯向け) 20戸
- ※定期使用住宅は、あらかじめ10年の入居期間が設定されています。
- ④40歳未満の若年ファミリー向け 12戸

募集案内・申込書配布期間 5月8日(月)～17日(水)

★平成18年度の都営住宅年間

## 平成18年度 都営住宅年間募集予定

募集時期	募集地区	募集形態	対象世帯等
5月上旬	都全域	あき家・バリアフリー仕様住宅	家族・単身者向け
6月中～下旬	地元割当 ※1	-	-
8月上旬	都全域	あき家 あき家 あき家・新築	ポイント方式(家族向け) ※2 単身者向け シルバーピア(65歳以上) ※3
11月上旬	都全域	あき家・バリアフリー仕様住宅	家族・単身者向け
11月中～下旬	地元割当	-	-
19年2月上旬	都全域	あき家 あき家 あき家・新築	ポイント方式(家族向け) 単身者向け シルバーピア(65歳以上)

募集予定は左表のとおり  
問い合わせ 東京都住宅供給公社募集センター(土・日・祝日を除く)5月17日までは  
03・570・01081  
0、5月18日以降は  
03・3498・8894

# 農産物への農薬残留規制が変わります

農園や家庭菜園等で農薬を散布する際は「注意してください」

5月29日(月)から、食品衛生法の改正に伴い、全食品に農薬の残留基準を設定する「ポジティブリスト制度」が施行されます。

同制度では、原則として全ての農薬に対して作物ごとに農薬の残留基準が定められ、農産物等から基準値を超え残留農薬が検出された場合は、流通規制の対象となります。

家庭菜園等で農薬を使用する場合でも、農薬の飛散などで周辺農家等に影響が及ぶ可能性がありますので、農薬散布の際は使用基準を遵守し、

# 「都市計画公園」の緑地の整備方針を策定しました

都及び区市町は、都市計画公園と緑地の整備を計画的・効率的に推進するため、「都市計画公園・緑地の整備方針」を策定しました。

整備方針では、今後10年間に優先的に整備に着手する予定の「優先整備区域」などを定め、当市では、北山公園が重点公園・緑地として位置づけられました。

また、優先整備区域に選定されなかった区域は、整備までに年数を要するため、現在「2階建てまで」に制限されている建築制限を「3階建てまで」に緩和します。緩和の施行は6月1日(木)からを予定しています。

★同整備方針の内容は、次の施設及び都・都市整備局の

# 5月12日は 民生委員・児童委員の日

昭和23年に現行制度となった民生委員制度は、大正6年5月12日に岡山県で生まれた「済世顧問制度」に始まり、この日を記念して、毎年5月12日が「民生委員・児童委員の日」として定められました。

民生委員・児童委員は、個人の人格を尊重し、秘密を厳守することが法律で義務づけられています。

民生委員・児童委員は、都知事の推薦で厚生労働大臣から委嘱(主任児童委員は厚生労働大臣の指名)され、任期は3年です。

市では、現在94名の民生委員・児童委員が活動し、このうち89名がそれぞれの担当区域で、地域の身近な相談相手として生活の問題や子育ての悩みなど、援助を必要としている方々からの相談に広く応じています。

相談に際しては、社会福祉制度や相談窓口の紹介、必要に応じて市やその他の関係機関と連携を取りながら解決に努力しています。

市では、民生委員・児童委員を老人相談員として委嘱し、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への訪問による安否確認、長寿祝い金の配付などの活動を行っています。

94名の民生委員・児童委員のうち5名は、主任児童委員として区域を持たず、「いじめ」「不登校」「非行」「虐待」などの主に子どもにかかわる相談に応じています。

また、学校や児童相談所、教育委員会などの関係機関と連携を図りながら、児童の健全育成や児童福祉の推進に努めています。

問い合わせ 保健福祉部生活福祉課

# 5月は 赤十字会員募集 運動月間です

赤十字会員募集運動月間が、5月1日(月)～31日(水)で全国一斉に実施されます。

赤十字会員は、毎年500円以上の会費として日本赤十字社にお寄せいただくもので、その会費は、国際救済活動、災害援護事業、血液事業、社会福祉事業、保健衛生などの貴重な活動資金になっています。

運動期間中は、ご家庭に赤十字協賛委員(民生委員、自治会の役員)のかたが、会員加入の呼びかけにお伺いしますので、ご理解と協力をお願いいたします。

★物品の販売等は一切行っておりません。不審な点がありましたらお問い合わせください。

問い合わせ 保健福祉部生活福祉課

# 平成18年度の嘱託職員募集

募集職種 ①保育福祉員、②心障学級補助員

募集人数 各1名  
※応募資格・勤務条件等詳細は、募集案内をご覧ください。

募集案内配布・受付 5月1日(月)～17日(水)  
の午前8時30分～午後5時に人事部(本庁舎3階)に  
問い合わせ 総務部人事課

長寿社会対策基金に  
○肥沼なを 金一封  
○安田菜里 金一封  
○柿境良文 金一封  
○児童健全育成に  
○五十嵐 金一封  
○小・中学生のスポーツ振興に  
○青梅信用金庫 金一封  
○産業振興に  
○豊島屋酒造(株)・東村山酒販組合青年部 金一封  
問い合わせ 秘書課

## 地価公示価格が 閲覧できます

平成18年1月1日現在の地価公示価格(都市計画区域内)が、市街地整備課(本庁舎4階)及び各図書館で閲覧できます。  
※閉庁日・休館日を除く  
問い合わせ 都市整備局市街地整備課